

全国地震波形データ受信と全国地震波形データ受信専用局の共同利用について

平成22年6月 1日制定

平成22年9月16日改訂

平成23年3月17日改訂

(1) 全国地震波形データ受信申請

地震研究所共同利用の「(4) データ・資料等の利用」の1項目として登録する。

データまたは資料名：衛星通信等を用いた全国地震観測システムデータ受信利用

担 当 教 員：別表に示す担当教員

利 用 条 件 等：別紙の通りの規定に基づいてデータ提供機関に照会の上審査される。

申 請 期 限：随時

(2) 全国地震波形データ受信専用局の貸出

地震研究所共同利用の「(3) 施設・実験装置・観測機器等の利用」の1項目として登録する。

観測機器、装置等名：衛星通信等を用いた全国地震観測システムデータ受信専用装置

担 当 教 員：別表に示す担当教員

利 用 条 件 等：設置、設定、維持は利用者で行うこと。

申 請 期 限：随時

※年度を越えて利用する場合は、年度ごとに更新の申請をする。